

早島町地域福祉センター空調設備改修事業

公募型プロポーザル 実施要項

令和7年10月

岡山県早島町

1 事業名

早島町地域福祉センター空調設備改修事業

2 本事業の趣旨

早島町地域福祉センターの空調設備は、導入後25年程度経過しており、経年劣化による不具合が生じている。このような状況から、早島町地域福祉センター空調設備改修事業（以下「本事業」という。）として、空調設備の全面的な改修を行うこととなった。

本町では、第5次早島町地球温暖化対策実行計画（事務事業編）において、エネルギー起源の温室効果ガス排出量を2030年度までに51%削減（2013年度比）を掲げている。ゆえに、本空調改修では省エネ性能の高い機器を選定することで大幅な温室効果ガス排出量の大幅な削減を図る。あわせて、本事業は施設を使用しながらの施行となることから、施設利用者等施設運営への影響を最小限に抑える必要がある。そのため、事業の早期完了や施工期間の短縮が求められている。

これらを踏まえ、本事業を限られた時間、予算内で効率的かつ効果的に遂行するためには、豊富な経験や高い技術力・調整力が不可欠である。よって、設計施工一括方式により事業を実施するに当たり、公募型プロポーザル方式により、事業者の選定を行おうとするものである。

3 事業概要

(1) 事業名：早島町地域福祉センター空調設備改修事業

(2) 事業の場所：早島町地域福祉センター

岡山県都窪郡早島町前潟249番地1

(3) 事業の内容等：「早島町地域福祉センター空調設備改修事業仕様書」のとおり

(4) 事業の期間：契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

(5) 実施方法：本事業者の選定は公募型プロポーザル方式によって行い、選定業者へ設計から施工までを一括して発注するものとする。

(6) 事業の限度額：56,738千円（消費税及び地方消費税を含む。）

4 参加資格要件

(1) 応募者

応募者は、本事業を行う能力を有する事業者とする。

(2) 参加要件

ア 令和7年度早島町建設工事入札参加資格者名簿に登録されているとともに、早島町における「管工事」の建設工事請負契約競争入札参加資格を有しており、最新の経営事項評価点数が710点以上であること。

イ 建設業法(昭和24年法律第100号)に規定する管工事業に係る特定建設業の許可を有すること。

ウ 本社若しくは本店又は契約権限が委任されている支店若しくは営業所を岡山県内に有すること。

エ 平成 21 年 4 月 1 日以降に元請負人として国（岡山県内発注分に限る。）、岡山県（岡山県出資の公社、事業団を含む。）又は県内市町村から受注した建物全体に係る更新を目的とした空調改修を含む工事を履行し完了した実績を有すること。

(3) 応募資格の制限

次のいずれかに該当する者は、応募者になることができない。

ア 直近の国税（所得税、消費税及び地方消費税）、本店所在地の都道府県税（法人都道府県民税、事業税及び不動産取得税）及び市区町村税（法人市町民税、固定資産税及び都市計画税）の滞納がある者

イ 地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 の規定に該当する者

ウ 岡山県内の地方公共団体から入札参加資格に係る指名停止措置を受けている者

エ 岡山県内の地方公共団体から暴力団又は暴力団関係者に係る指名除外を受けている者

オ 建設業法(昭和 24 年法律第 100 号)第 28 条の規定に基づく営業停止の処分を受けている者

カ 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。)

キ 破産法(平成 16 年法律第 75 号)第 18 条の規定による破産手続開始の申立てがなされている者

ク 代表者及び役員が早島町暴力団排除条例(平成 23 年早島町条例第 16 号)第 2 条第 1 号に規定する暴力団もしくは同条第 3 号に規定する暴力団員等又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者。

ケ 手形交換所から取引停止処分を受けている等経営状況が著しく不健全である者

5 実施スケジュール

事項	日程
公告	令和 7 年 10 月 20 日（月）
質問の受付期限	令和 7 年 10 月 27 日（月）午前 12 時まで【必着】
質問の回答期限	令和 7 年 10 月 30 日（木）
参加表明書の提出期限	令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 5 時まで【必着】
参加資格審査結果の通知	令和 7 年 11 月 6 日（木）
現地調査等の実施期限	公告の日から令和 7 年 11 月 12 日（水）午後 5 時まで
企画提案書の提出期限	令和 7 年 11 月 17 日（月）午後 5 時まで【必着】
プレゼンテーション	令和 7 年 11 月 21 日（金）（予定）
審査結果の通知・公表	令和 7 年 11 月 26 日（水）（予定）

6 質問の受付及び回答

プロポーザルに関する質問は、次の方法で提出すること。

なお、評価及び審査に係る質問は受け付けない。

(1) 受付期間 令和7年10月27日(月) 午前12時必着

(2) 提出方法 質問書(様式第7号)は、電子メールにより担当事務局に提出すること。

電子メールの件名は「早島町地域福祉センター空調設備改修事業に係る質問書」とし、電子メール送信後、電話による受信確認を行うこと。

(3) 回答方法 令和7年10月30日(木)までに、早島町のホームページにおいて回答する。

7 参加表明書等の提出

本プロポーザルへ参加の意思のある者は、以下の書類を提出すること。

(1) 提出書類

No.	提出書類	提出部数	備考
①	参加表明書	1部	様式第1号
②	誓約書	1部	様式第2号
③	会社概要票	1部	様式第3号 事業概要及び会社の特徴は任意様式を添付可
④	施工実績調書	1部	様式第4号
⑤	配置予定技術者調書	1部	様式第5号
⑥	配置予定技術者の能力に関する調書	1部	様式第6号
⑦	経営事項審査結果通知書の写し(最新)	1部	
⑧	建築業許可書の写し	1部	

(2) 提出期限 令和7年11月4日(火) 午後5時必着

(3) 提出方法 担当事務局へ持参又は郵送とする。郵送の場合は、書留郵便等、追跡調査が可能なものとし、提出期限までに必着のこと。

8 参加資格審査結果の通知

参加資格審査結果の通知は、令和7年11月6日(木)に、参加表明書(様式第1号)に記載されている担当者の電子メールアドレスに通知する。

9 現地調査等の実施

公告の日から令和7年11月12日（水）まで、現地調査及び図面等の閲覧ができる。ただし、土・日曜日及び祝日を除く午前9時から午後5時までとする。

現地調査等を希望する場合は、複数の希望日時と人数を事務局に連絡すること。調査日は、事務局が施設と調整を行ったのち、希望者に連絡する。

10 企画提案書等の提出

（1）提出書類

No.	提出書類	提出部数	備考
①	企画提案書提出届	10部	様式第8号
②	企画提案書	10部	様式第9号
③	工事費見積書	10部	任意様式 工事金額内訳書を添付すること。工事金額内訳書では各項目は一式表記せず、単価や数量が確認できるかたちで記載すること。
④	①～③の電子データ	1部	

（2）提出期限 令和7年11月17日（月）午後5時必着

（3）提出方法 事務局へ持参又は郵送とする。郵送の場合は、書留郵便等、追跡調査が可能なものとし、提出期限までに必着のこと。

11 プレゼンテーション

（1）実施日 令和7年11月21日（金）（予定）

（2）出席者 1事業者2名まで

（3）実施内容 企画提案書の説明：15分以内、質疑応答：10分程度

（4）留意事項

ア プレゼンテーションの実施時間及び会場等の詳細は別途通知する。

イ スクリーン及びプロジェクターは、事務局にて準備する。その他プレゼンテーションに必要なものがある場合は参加者が用意すること。

ウ プレゼンテーション時の追加資料の配布は認めない。

エ プレゼンテーションは非公開とする。

オ 想定を上回る参加申込みがあった場合は、事前の書類審査を行い、プレゼンテーション審査の対象者を選定する場合がある。

カ 参加者が1者の場合でも審査を実施する。

12 審査方法及び評価基準

（1）審査方法

ア 当町が設置する審査委員会により審査を実施する。

- イ 個別の審査結果については非公表とし、審査結果に対する異議申立ては一切認めない。
- ウ 採点は、委員各々が評価基準により採点を行い、委員の採点結果の平均点を総合得点とする。総合得点が最も高い事業者を最優先交渉権者とし、最も高い事業者が2者以上あるときは、内容評価点の高い者上位者とする。総合得点が6割以上であることを最低基準点とし、最低基準点を満たさない場合は選定の対象としない。
- エ 審査結果は、すべての提案事業者に対し、書面により通知するとともに、早島町のホームページに公表する。

(2) 審査項目及び配点

別紙「評価基準書」のとおり。

13 失格要件

次のいずれかの要件に該当する場合は、その参加者は失格とする。

- (1) 審査委員会及び事務局関係者に、本プロポーザルに関して不正な接触又は要求をした場合
- (2) 審査の公平性に影響を与える行為があったと認められた場合
- (3) 提案限度額を超える金額を提示した場合
- (4) 提案する様式によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合
 - ア 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合
 - イ 提出書類に虚偽の内容が記載された場合
 - ウ 様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合
 - エ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合

14 契約手続き

審査結果に基づき選定した優先交渉権事業者と契約内容等について協議を行い、仮契約を締結する。この仮契約は、早島町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年3月9日制定)第2条の規定に基づき早島町議会の議決を得た後に本契約として成立するものとし、本契約の成立までは、発注者との契約関係が生じるものではない。なお、仮契約および本契約は令和7年12月上旬となる見込みである。

協議の結果、契約に至らなかった場合は、次点の者と順次協議を行い決定するものとする。

15 その他

- (1) 本プロポーザルへの参加に要する費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加申込書及び企画提案書等の提出は、1者につき1件とする。
- (3) 提出された書類は、審査に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (4) 提出された書類等は返却しない。
- (5) 提出された書類等は、本プロポーザルの目的以外に使用しない。

- (6) 本プロポーザルに関する情報開示請求があった場合には、早島町情報公開条例(平成13年早島町条例第4号)に基づき、公開することがある。ただし、提案事業者の正当な利益を害する恐れがある部分等については非公開とする。
- (7) 提出期限後の提出書類の差し替え、追加及び再提出は認めない。ただし、当町が指示した場合はこの限りではない。
- (8) 参加表明書(様式第1号)提出後に辞退する場合は、プロポーザル辞退届(様式第10号)を担当事務局に持参又は郵送にて提出すること。
- (9) 企画提案の内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国および日本国以外の国の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となっている意匠、デザイン、設計、施工方法、工事材料、維持管理方法などを使用した結果に生じる責任は、提案事業者が責任を負うものとする。
- (10) 採用された企画提案の内容については、内容の一部変更を指示することがある。
- (11) 事故等の発生により必要と判断した場合、本プロポーザルを中止、延期又は開催方法を変更する。

16 担当事務局

早島町住民福祉部健康福祉課(担当: 今田、本郷)
〒701-0303 岡山県都窪郡早島町前潟360番地1
電話: 086-482-2483 F A X : 086-483-0564
E-mail: fukushi@town.hayashima.lg.jp